

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案要綱

譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律の施行に伴い、次の関係法律の規定の整備等を行うものとする。

- 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）
- 二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）
- 三 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）
- 四 国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）
- 五 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
- 六 企業担保法（昭和三十三年法律第六号）
- 七 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）
- 八 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）
- 九 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）
- 十 民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）

- 十一 森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）
- 十二 民事執行法（昭和五十四年法律第四号）
- 十三 民事保全法（平成元年法律第九十一号）
- 十四 保険業法（平成七年法律第五号）
- 十五 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）
- 十六 動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成十年法律第四百号）
- 十七 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五百号）
- 十八 民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）
- 十九 外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百十九号）
- 二十 会社更生法（平成十四年法律第五百十四号）
- 二十一 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十号）
- 二十二 金融機能の強化のための特別措置に関する法律（平成十六年法律第二百十八号）
- 二十三 会社法（平成十七年法律第八十六号）

二十四 民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第五十三号）

二十五 事業性融資の推進等に関する法律（令和六年法律第五十二号）

二十六 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律（令和七年法律第 号）